

# 舞多聞地域福祉センター利用規程

(目的)

## 第1条

この規程は”舞多聞ふれあいのまちづくり協議会”（以下「協議会」という）が、神戸市より管理委託を受けた”舞多聞地域福祉センター”（以下「センター」という）の利用について必要な事項を定める。

(施設)

## 第2条

センターは、地域の福祉活動・交流活動のための機能を備えるものとする。

(開館時間及び休館日)

## 第3条

- センターの開館時間は、次の通りとする。
  - 通常の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- センターの休館日は、次の通りとする。
  - 月曜日・火曜日
  - 国民の祝日
  - 年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）
- 協議会委員長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時の開館及び開館時間の延長、または休館することができる。

(利用申込)

## 第4条

センターを利用するときは、利用責任者を定め利用申込書に必要事項を記入の上、センター受付に申請し、その承認を得るものとする。

(利用の禁止)

## 第5条

- センターの利用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止する。
- 冠婚葬祭等個人的な利用
  - 営利目的の利用
  - 宗教活動又は政治活動のための利用
  - 公益を害し又は風俗を乱すおそれのある利用
  - 建物又は附属物をき損するおそれのある利用
  - 前各号に掲げるもののほか協議会が不相当と認める利用

(利用者の義務)

## 第6条

- センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- 建物及び附属物を傷つけないように注意すること。
  - 器具、備品等を大切に扱うこと。
  - 火気の取扱いに注意すること。
  - 騒音等により、他の利用者又は周辺住民に迷惑をかけること。

- (5) 利用後は、電気・ガス・水道の元栓を閉じること。
- (6) 利用後は、整理清掃し ゴミ等は利用者で処分すること。
- (7) 利用責任者は、利用後速やかに利用が終了した旨を受付に報告し、利用した施設管理者（管理当番）の点検を受けること。

(鍵の保管)

第7条

協議会は、鍵の管理保管者を別途定めるものとする。

(利用の賠償責任)

第8条

センターの利用者は、自己の責任に帰すべき事由により、建物又は附属物等を破損又は汚染したときは、自己の責任により速やかに原状に復するか、若しくは修繕等の費用を賠償しなければならない。

(その他)

第9条

この規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。